

第2回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年6月28日

議題

日時：令和5年6月28日（水） 13:00-14:00

形式：Teams会議

- 1 主査決定のご報告 3分
- 2 基本データ項目についての議論 40分
- 3 (1)デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理の調査結果のご報告 10分
- 4 調査の進め方のご報告 5分
(4)データ項目の支援現場への共有について/(5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について
- 5 事務連絡 2分



主査決定のご報告

デジタル庁「実証事業ガイドライン」を 踏まえた課題整理に関する調査結果

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年6月28日

目次

1. 調査の目的

2. 調査の概要

3. 調査の結果

① 机上調査結果

- 課題初期仮説の検討結果
 - 本業務で取り扱う困難の種類の検討結果
-

② 地方公共団体へのヒアリング結果

- こどもデータ連携事業全体に対する事項
 - こどもデータ連携ガイドラインに対する事項
-

4. 令和5年度「こどもデータ連携ガイドライン」への反映方針

1. 調査の目的

「こどもデータ連携ガイドライン」が全国の地方公共団体のこどもデータ連携事業の取組にとってより参照しやすいものとなるように机上調査、ヒアリング調査を実施しました。

<目的>

- ✓ 「こどもデータ連携ガイドライン」が全国の地方公共団体のこどもデータ連携事業の取組にとってより参照しやすいものとなるように調査を実施しました。
- ✓ 机上調査は「こどもデータ連携ガイドライン」へ反映すべき論点や課題を机上にて、整理する。
- ✓ ヒアリング調査は机上調査の結果を踏まえて、ヒアリングを実施し、地方公共団体が求める情報を「こどもデータ連携ガイドライン」へ反映。

机上調査

- **デジタル庁実証を踏まえた初期仮説**

デジタル庁実証で課題となっていた事項やガイドラインに記載しきれなかった事項の整理を行い、本年度の調査対象を決定する。

- **本業務で取り扱う困難の種類の初期調査**

調査対象候補となる困難の種類の検討や困難の種類毎の定義を整理する。

ヒアリング調査

- **令和5年度「こどもデータ連携ガイドライン」に期待する事項**

地方公共団体が令和5年度「こどもデータ連携ガイドライン」に期待する事項を聴取し、取組の現場から求められている声を拾う。

- **こどもデータ連携事業全体に対するご意見**

こどもデータ連携事業そのものに対する意見を聴取し、今後の全国のこどもデータ連携事業を推進するための検討論点、課題を抽出する。

- **デジタル庁「実証事業ガイドライン」へのご意見**

令和4年度デジタル庁「実証事業ガイドライン」への意見を聴取し、令和5年度「こどもデータ連携ガイドライン」への追記論点や改善点を洗い出す。

- **地方公共団体の取組事例**

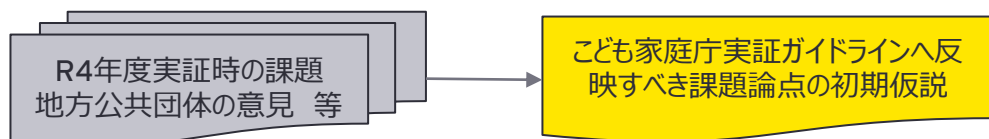
地方公共団体が取組んでいる困難の種類や支援方法、課題を聴取し、今後の調査対象の選定や調査観点の整理を行う。

2. 調査の概要

机上調査、調査を行い、地方公共団体が求める情報はどのようなものか、初期仮説や取り扱う困難の類型に漏れはないかを確認した上で、ガイドラインへ必要論点の反映を行います。

机上調査

- デジタル庁実証を踏まえた初期仮説の検討



- 本業務で取り扱う困難の類型の初期調査

子ども大綱

子どもの自殺対策緊急強化プラン



ヒアリング調査

- 「子どもデータ連携ガイドライン」へのご意見

机上調査の結果も踏まえて、ヒアリングを実施し、地方公共団体が求める情報はどのようなものか、初期仮説や取り扱う困難の類型に漏れはないかを確認。

机上調査を踏まえた、ヒアリング先候補の選定

- 令和4年度デジタル庁実証に参加した地方公共団体

R4実証を踏まえたガイドラインへの改善点や新たな整理観点についてご意見をもらうため。

- 令和5年度子ども家庭庁実証に参加する地方公共団体

新規に実証を始める地方公共団体の視点に立った、ガイドラインへ記載してほしい論点についてご意見をもらうため。

- 先進的に子どもデータ連携に取り組む地方公共団体

実証に参加していないが、独自に子どもデータ連携に取り組む地方公共団体の視点に立ったご意見をもらうため。

ヒアリング結果のとりまとめ方針

下記の2点に分類分けしたうえでガイドラインへ反映

- 子どもデータ連携事業全体に対するご意見
- 「子どもデータ連携ガイドライン」に期待する事項

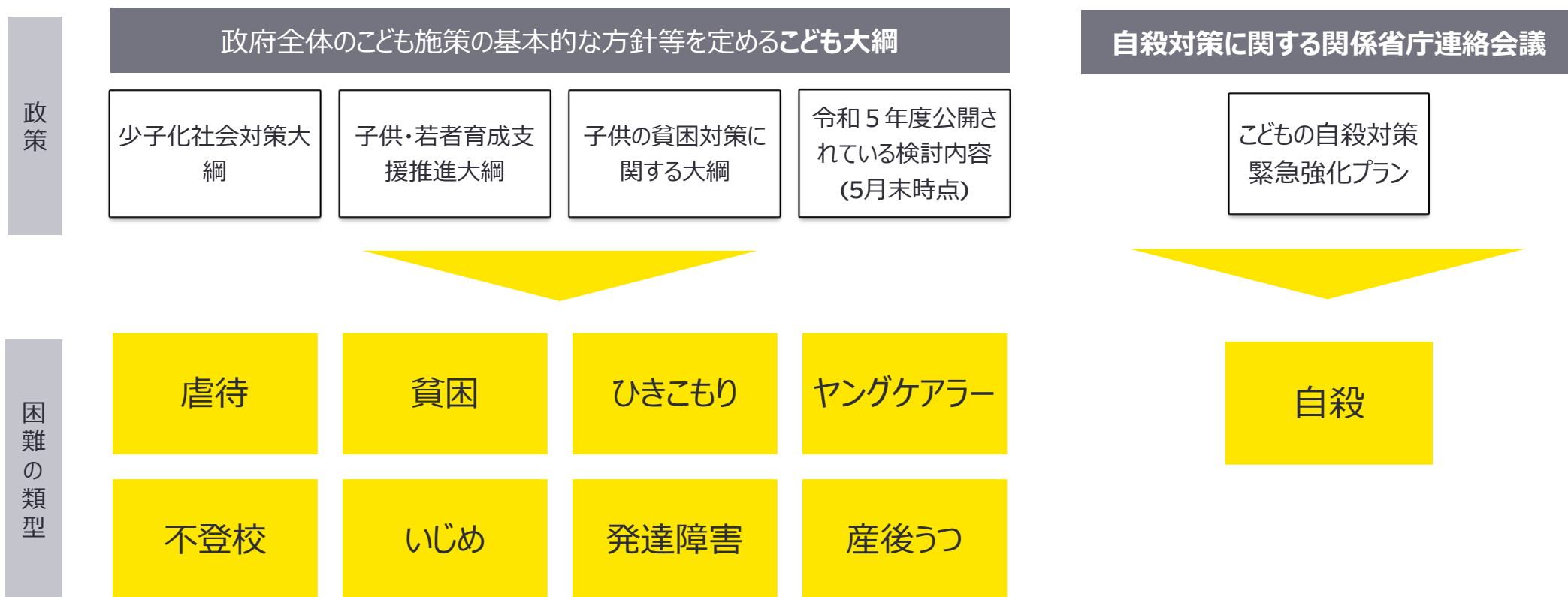
3. 調査の結果 ①机上調査結果 -課題初期仮説の検討結果-

デジタル庁実証事業やデジタル庁実証ガイドラインへの地方公共団体、有識者のご意見を踏まえて、本業務で調査検討すべき課題の初期仮説を整理した。

No.	分類	主要な課題認識
1	困難の種類	虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー及び令和5年度より新たに調査を行う困難の種類について、一定の困難の種類と関連するデータ項目を整理する必要がある。
2	法的整理	改正個人情報保護法対応についてガイドラインに記載したが、実際にガイドラインに則した対応を行った場合の保有個人情報の「利用目的」としてふさわしい文言、特定の手順や方法の整理や課題等の整理を実施する必要がある。
3		監査・自己点検等のガバナンスに関するプロセスを検討する必要がある。
4		子どもデータ連携において触れてはいけない機微データがあるか、ある場合にはどのように取り扱うかを検討する必要がある。
5	支援現場との連携	地方公共団体の機関以外のデータを用いた子どもに関わる問題・リスクの発見の方法や課題について調査する必要がある。
6		地方公共団体の機関以外のデータを用いた子どもに関わる問題・リスクを支援の現場へ接続するフローや課題について調査する必要がある。
7		連携したデータや、データ分析を行うことにより発見された子どもに関わる問題・リスクを支援の現場へ接続する際の支援体制・連携体制のあり方、課題等について調査する必要がある。
8		地方公共団体間でデータを連携した子どもに関わる問題・リスクの発見の方法や課題について調査する必要がある。
9		子どもが自らSOSを出しやすくする仕組みを検討する必要がある。
10		支援現場間の壁（特に福祉と教育の壁）について検討する必要がある。
11	支援現場でのデータ利用	リスクを判定した結果をどのように支援の現場で利用するか、利用に際しての課題を整理する必要がある。
12		情報が共有されることを嫌う利用者、生じる支援控えへの対応を検討する必要がある。
13	システム構築	データの一極集中管理によるメリットとデメリットを踏まえ、データ管理と円滑な共有が可能となるようなルールや仕組みづくりを検討する必要がある。
14	データ分析	データ連携によるリスク判定手法を用いて子どもに関わるリスクを判定する際の判定手法、判定基準を整理する必要がある。
15		データ分析におけるデータ量の不足(教師データ等の不足)による分析精度不足や、データ欠損時の対応への具体例等を整理する。
16		先行研究の少なさや法的制約等によりデータ項目が十分に確保できない場合におけるデータ分析の具体例等を整理する。
17		診断名、数値、相談内容、観察された様子等、データの主観性、客観性を峻別した上でデータ分析精度の向上方針を検討する必要がある。
18	事業効果の検証	実証事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法を具体化する必要がある。

3. 調査の結果 ①机上調査結果 -本業務で取り扱う困難の種類の検討結果-

ガイドライン策定のための調査研究で重点的に調査し、ガイドライン上で取りまとめていく困難の種類を検討しました。



- ① 調査におけるヒアリング対象選定やヒアリング事項の参考情報。
- ② ガイドライン（特にデータ項目）における優先調査、検討の対象。

※他の困難の種類についての好事例や、複合的な問題に対する取組について排除するものではなく、調査を進める中でそういった事例を検知した場合には、困難の種類と追加いたします。

3. 調査の結果 ②地方公共団体へのヒアリング結果 -こどもデータ連携事業全体に対する事項-

地方公共団体へのヒアリング内容からこどもデータ連携事業全体に関するご意見を抽出し、ガイドラインの反映案を検討しました。

<事業全体に対するご意見>

分類	地方公共団体のご意見	ガイドラインへの反映案
人員	担当部署にデータに強い人材がいないため、データをうまく活用できていない。	データ分析等を実施する際にどのように人材を確保したのかについて具体例を記載する。
	市役所に法律に詳しい人がいなく、個人情報保護法上どうやってデータ連携を進めたらいいかわからない。	個人情報保護法へ準拠した具体例を記載する。
	小さな町単体がデータ連携事業に取り組むのは人的リソースがなく、難しい。	大規模なシステム構築を行わない場合においても取り組めるような記載を取り入れる。(今回、支援への接続に関する事例を追記する想定であり、ここにはシステムを利用していない様な事例も記載予定。)
システム・設備	データ連携で要支援児童の早期発見のみならず、要支援児童が抱える複合的な課題と状況をカルテのように一元的に、迅速かつ継続的に確認、管理したい。	まさにガイドラインを参照して達成すべき取組のため、データを一元的に管理、確認する事例は積極的に記載する。
コスト	小さな町単体がデータ連携事業に取り組むのは金銭的に難しい。	大規模なシステム構築を行わない場合においても取り組めるような記載を取り入れる。(今回、支援への接続に関する事例を追記する想定であり、ここにはシステムを利用していない様な事例も記載予定。)
政策、法制度	外部連携を後押しするような法律があると、外部連携しやすいため、法改正も検討してほしい。	地方公共団体の外部機関と連携をした具体例や手順を記載する。また、その際に準拠した法令等についても記載する。

3. 調査の結果 ②地方公共団体へのヒアリング結果 -こどもデータ連携ガイドラインに対する事項-

地方公共団体へのヒアリング内容からこどもデータ連携ガイドラインに関するご意見を抽出し、ガイドラインの反映案を検討しました。

<ガイドラインに対するご意見（1/4）>

分類	論点	内容	ガイドラインへの反映案
形式に関する事項	構成	困難の種類毎に支援実施の手法や事例などを整理してほしい。	データ項目やシステム構成等、困難の種類観点で整理を行うパートを設ける。
		3章のデータ取得に関する記載部分から、6章に記載の回収コストに係るリスクや7章に記載の名寄せに係るリスクなどに言及したほうが実態に即している。	こどもデータ連携の業務プロセスに則し、検討すべき事項を検討すべきタイミングで検討できるような記載とする。
	記載粒度	文章の専門性をおとしてほしい。	用語集や注記の記載を充実化する。Q&Aを作成する。なるべく平易な用語を使用する。
		標準的な手法の明示や基準の明確化等、記載方法を明確にしてほしい。	実証や調査を踏まえて、標準的な手法の提示や事例の充実化を行う。
		ガイドラインが自治体外組織に協力を仰ぐ際の説明根拠となるようにしてほしい。	自治体外組織との連携事例や連携時のフローなどを具体的に示し、先行事例として活用できるようにする。

地方公共団体へのヒアリング内容からこどもデータ連携ガイドラインに関するご意見を抽出し、ガイドラインの反映案を検討しました。

<ガイドラインに対するご意見（2/4）>

分類	論点	内容	ガイドラインへの反映案
内容に関する事項	法的整理	法的な手続き（利用目的の整理、個人情報ファイル簿、本人同意等）を実施する際に利用できるひな形等を記載してほしい。	実証における法的な手続き（利用目的の整理、個人情報ファイル簿、本人同意等）の好事例を掲載する。
		個人情報の内容や利用目的に従い、どのような場合であれば「相当の理由がある」のかなどを具体的に検討いただきたい。	
		教育と福祉の連携時、情報提供の根拠となるように、法的根拠を示してほしい。	
		取得、分析、支援の一連のプロセスの中で、どのようにオプトインをしていくのかタイミングや頻度、具体的な方法等を整理してほしい。	オプトインに関する具体例やフロー図などを作成する。
		情報を使用する際の根拠法令を示してほしい。	上記好事例を掲載する場合には、準拠した法令も記載する。
		リスクとは何かについて考え方を整理しガイドラインに整理してほしい。	どの程度の問題の顕在可能性であればリスクとするのか、実証における考え方等を整理し、示す。
	支援現場との連携	情報管理部門がどこに位置付けられるかなど、管理主体毎でどのような部署が主体となるべきか分かりやすく記載してほしい。	主体の設定について具体例を記載する。
		支援現場への接続の際の個人情報の取り扱い方法も整理してほしい。	支援現場への接続を目次項目に追加し、その中で個人情報の取り扱いについても記載する。
		学校との連携について、好事例を知りたい。	学校現場との連携の好事例を記載する。

地方公共団体へのヒアリング内容からこどもデータ連携ガイドラインに関するご意見を抽出し、ガイドラインの反映案を検討しました。

<ガイドラインに対するご意見（3/4）>

分類	論点	内容	ガイドラインへの反映案
内容に関する事項	システム構築	こどもデータ連携システムの標準的なシステム構成について、システム標準化やガバメントクラウド等の国が目指している方向性や仕様を含めて明示したうえで、記載してほしい。	システム標準化やガバメントクラウド等の方向性も踏まえ、これらに準拠した場合の事例なども示す。
		ネットワークを介した連携の方法を明示してほしい。	ネットワークを介した連携の具体例を記載する。
		ガバメントクラウド内でマイナンバー利用事務系とLGWAN接続系の両方を設置し、特定通信させる手法について、具体的な内容を示してほしい。	ガバメントクラウド内でマイナンバー利用事務系とLGWAN接続系の両方を設置し、特定通信させる場合の具体例を記載する。（事例があれば）
		マルチベンダにおけるアクセス権の付与方法の記載を充実化してほしい。	マルチベンダにおけるアクセス権の付与方法の具体例を記載する。
		システム改修、調整コストに関して、費用対効果の面でデータ利活用の範囲・スケジュールを大きく左右し得る要素であるので、記載を充実化してほしい。	システム改修、調整コストにおける検討すべき観点を追加する。
		課税情報の活用について、必要性など活用を促進する観点で検討いただきたい。	課税情報システム連携を考慮した記載を取り入れる。

3. 調査の結果 ②地方公共団体へのヒアリング結果 -こどもデータ連携ガイドラインに対する事項-

地方公共団体へのヒアリング内容からこどもデータ連携ガイドラインに関するご意見を抽出し、ガイドラインの反映案を検討しました。

<ガイドラインに対するご意見（4/4）>

分類	論点	内容	ガイドラインへの反映案
内容に関する事項	データ項目	リスク要因となる必要最低限のデータ項目を列挙してほしい。	困難の類型毎の標準的なデータの記載を検討する。
		取得したデータの保存期間についての考え方や目安について具体的に記載してほしい。	取得したデータの保存期間についての考え方や目安についての具体例を記載する。
		教育と福祉の連携時、情報提供の根拠となるように、必要なデータ項目や使用していけないデータ項目を整理してほしい。	教育と福祉間のデータ連携時のデータ項目の記載を検討する。
	データ準備	データ連携を行うにあたって、主キーとなるコードが統一されていない際に必要な対応について、記載を充実化してほしい。	主キーとなるコードが統一されていない際に必要な対応について、具体例を記載する。
	データ分析	システムによる判定基準について、一定の標準的な判定基準を示してほしい。	実証における結果を踏まえ、システムによる判定基準の好事例があれば標準モデルとして示す。
		分析手法に関して、どのような手法を採用すると精度が高いものになるのかを整理してほしい。	分析手法を選ぶ際の観点についての具体例を記載する。

調査結果を踏まえ、全国の地方公共団体にとってわかりやすく、取組を後押しできるようなガイドラインを目指します。※第3回以降の検討会で目次レベルでの構成を議論予定。

分類		No.	主要な反映方針
形式に関する事項		1	文章の専門性を落とし、具体的な取組事例の記載を増やす。
		2	用語集の拡充、Q&Aの作成により、わかりやすいガイドラインとする。
		3	業務の流れに則した形で整理を行い、業務実施時に参照しやすいガイドラインとする。
内容に関する事項	困難の種類	4	別途定義した困難の種類毎の標準的なデータ項目についての有用性等を整理し、こどもデータ連携に取り組む際に利用するデータ項目の参考とできるように示す。
	法的整理	5	改正個人情報保護法対応について、法的な手続き（利用目的の整理、個人情報ファイル簿、本人同意、オプトイン等）の好事例を掲載する。
		6	監査・自己点検等のガバナンスに関するプロセスを記載する。
	支援現場との連携	7	部局を跨った場合の運用や、支援現場間の壁（福祉と教育等）の乗り越え方についての取組事例を記載する。
		8	地方公共団体の機関以外の情報を用いる場合や、地方公共団体の機関以外へ情報を連携し支援へ接続する場合の取組事例や汎用的な業務内容（主体の整理、業務プロセス等）について記載する。
		9	こどもや家庭が自らSOSを出しやすくするための仕組みについての取組事例等について記載する。
	支援現場でのデータ利用	10	リスク判定やアセスメントした結果の支援現場への接続や、支援現場での利用についての取組事例や汎用的な業務内容（主体の整理、業務プロセス等）について記載する。※情報が共有されることを嫌う利用者、生じる支援控えへの対応を検討する必要がある。
	システム構築	11	ネットワークセグメントを跨った場合のデータ連携について、取組事例や汎用的な連携方法を記載する。
		12	システム標準化、ガバメントクラウド、こども政策等のこどもデータ連携に影響を及ぼす政策、法制度の動向、展望を踏まえて、内容を記載する。
	データ分析	13	データ分析精度の向上施策（データ量の不足(教師データ等の不足等)、データの主観性・客観性の判断等）についての取組事例や汎用的な取組方針について記載する。
事業効果の検証	14	事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法についての取組事例や汎用的な取組方針について記載する。	

ガイドライン策定に向けた こどもデータ連携についての調査研究

データ項目の支援現場への共有及びデータ連携により把握した
こどもを支援機関につなぐ方法に関するヒアリング

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年6月28日

アジェンダ

1. ヒアリング目的

2. ヒアリング概要

3. ヒアリング対象業務

4. ヒアリング内容

5. ヒアリングの進め方

6. ヒアリング先

1.ヒアリング目的

データ連携による一次絞り込みから支援につなぐまでの望ましいフローの整理のため、データ項目の支援現場への共有についてとデータ連携により把握したこともを支援機関につなぐ方法について調査します。

データ項目の支援現場への共有について

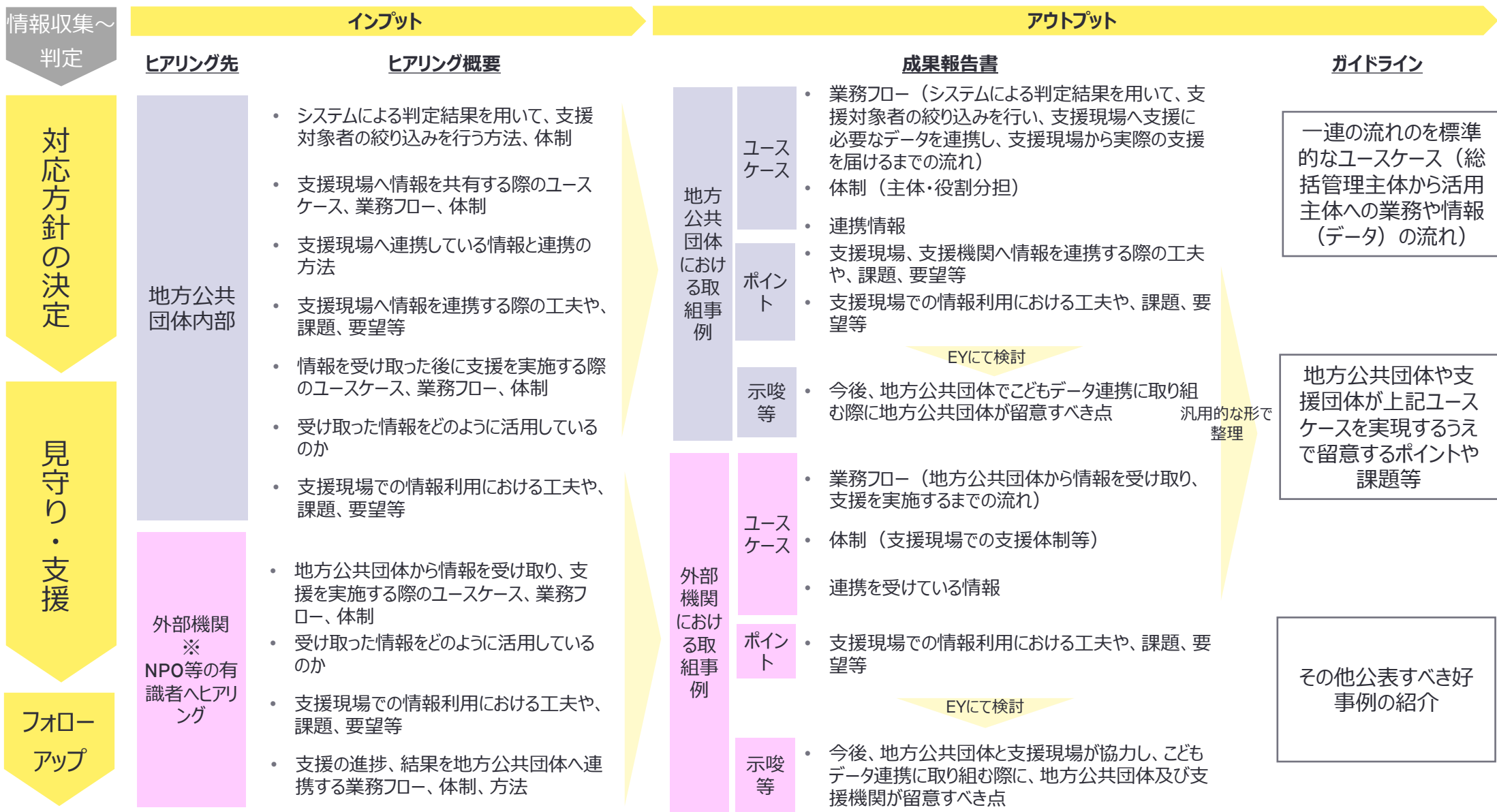
- ▶ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理。

データ連携により把握したこともを支援機関につなぐ方法について

- ▶ データ連携による絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間（地方公共団体内外を問わない）の望ましい連携体制や課題等を、困難の種類ごとに整理。

2.ヒアリング概要

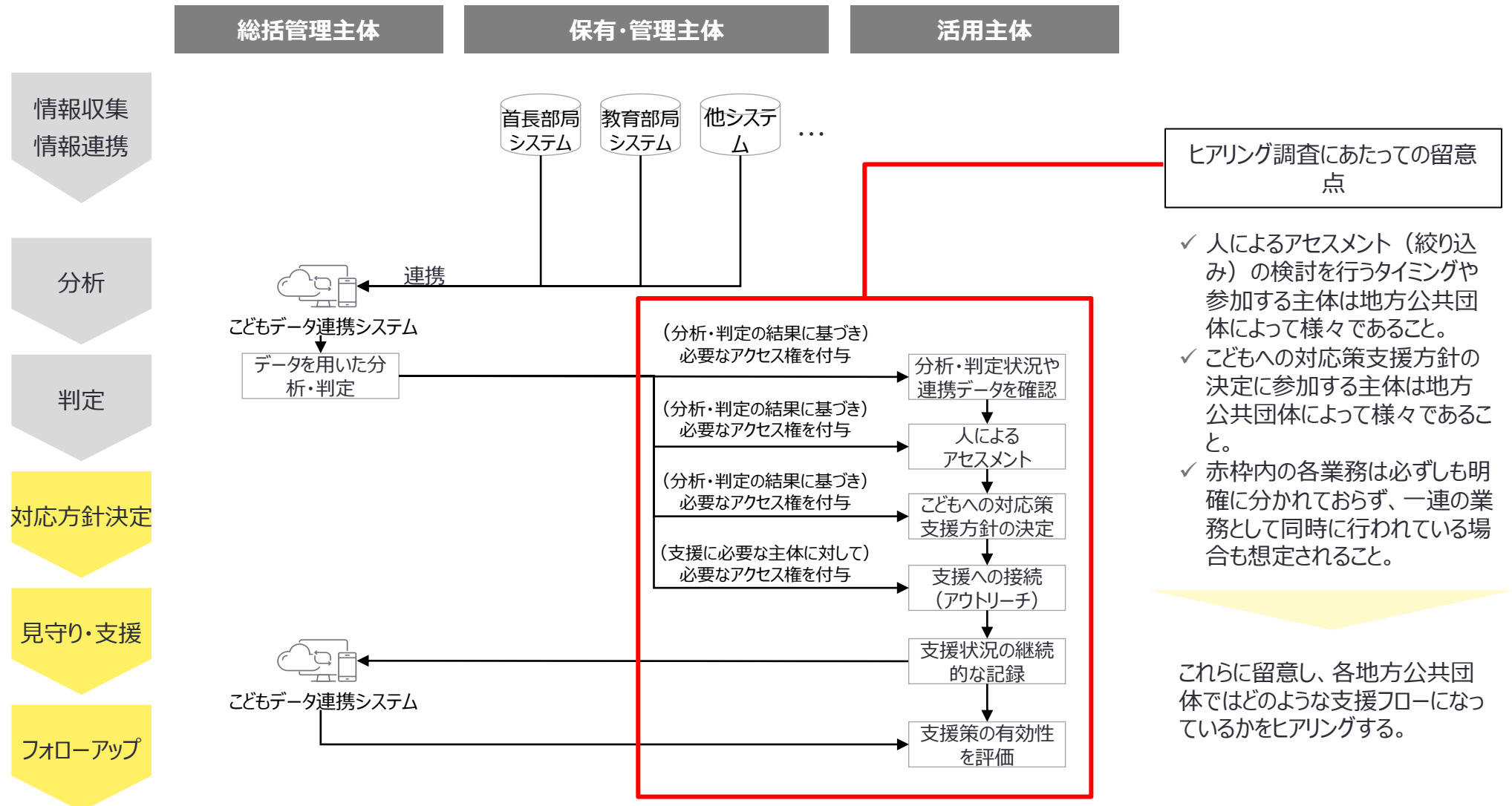
地方公共団体と支援現場の活動に詳しい有識者へヒアリングし、望ましい地方公共団体から支援現場へ情報（データ）連携し、支援につながるまでのフローや取り組み時の留意点を検討します。



3.ヒアリング対象業務

地方公共団体ごとに人による各業務の順序や対応主体が異なる点を留意しつつ、判定後からフォローアップまでのフローについて現状や課題等をヒアリングします。

※同一の機関・部局が複数の主体の役割を果たすことも想定される。



ヒアリング調査にあたっての留意点

- ✓ 人によるアセスメント（絞り込み）の検討を行うタイミングや参加する主体は地方公共団体によって様々であること。
- ✓ こどもへの対応策支援方針の決定に参加する主体は地方公共団体によって様々であること。
- ✓ 赤枠内の各業務は必ずしも明確に分かれておらず、一連の業務として同時に行われている場合も想定されること。

これらに留意し、各地方公共団体ではどのような支援フローになっているかをヒアリングする。

4.ヒアリング内容

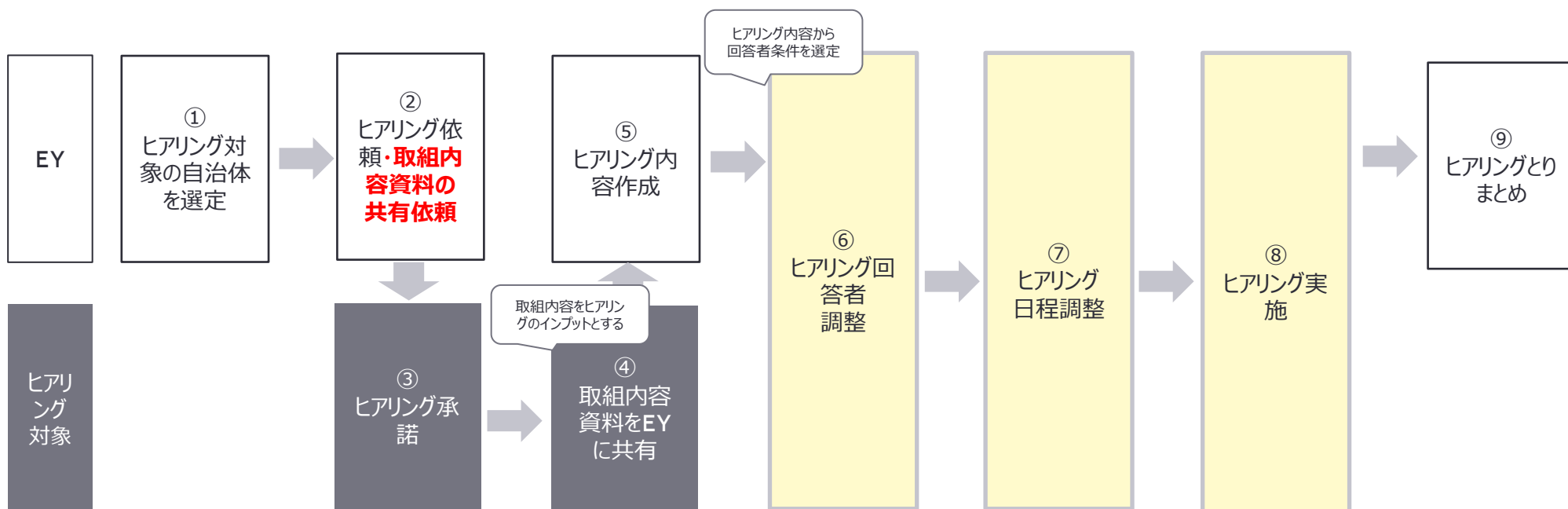
ヒアリング対象者から事前共有された資料を用いて業務プロセスごとの論点をより具体化し、ヒアリング内容を作成します。

業務プロセス	論点
対応方針の決定	システムによる判定結果を用いて、支援対象者の絞り込みを行う方法、体制
	支援現場が具体的な支援の対応方針を決定するための意思決定の方法、体制、インプット情報
見守り・支援	支援現場へ情報を共有する際のユースケース、業務フロー、体制
	支援現場へ連携している情報と連携の方法
	支援現場へ情報を連携する際の工夫や、課題、要望等
	情報を受け取った後に支援を実施する際のユースケース、業務フロー、体制
	受け取った情報をどのように活用しているのか
	支援現場での情報利用における工夫や、課題、要望等
	地方公共団体から情報を受け取り、支援を実施する際のユースケース、業務フロー、体制
	地方公共団体から情報から受け取った情報をどのように活用しているのか
フォローアップ	支援の進捗、結果を地方公共団体へ連携する業務フロー、体制、方法
	支援の進捗、結果を踏まえて、今後の対応方針を決定するフロー、体制、課題

各地方公共団体や有識者より事前共有された取組内容資料に用いて、上記の論点を具体化する。

5.ヒアリングの進め方

ヒアリング内容作成、ヒアリング回答者選定のため、ヒアリング依頼時に現状の取組内容が分かる資料の共有を依頼します。



取組内容資料詳細

ヒアリング対象	取組内容資料(*ヒアリング対象者に応じた資料の共有を依頼する)
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の絞り込みプロセス 支援現場への情報連携のユースケース・業務フロー図・体制図・連携内容・連携方法 情報連携後の支援を実施する際のユースケース・業務フロー図・体制図
有識者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から情報連携後、支援を実施する際のユースケース・業務フロー・体制・連携内容・連携方法 地方公共団体から情報連携後、地方公共団体へ支援情報連携する際のユースケース・業務フロー・体制・連携内容・連携方法

6.ヒアリング先:①地方公共団体

情報連携している支援現場と取り組む困難の類型を元に、情報連携し、支援につなげている地方公共団体にヒアリングをします。

No	ヒアリング実施先
1	尼崎市
2	戸田市
3	延岡市
4	佐渡市
5	山口市
6	兵庫県
7	西宮市
8	山野 則子 (大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授)
9	李 炯植 (特定非営利活動法人Learning for All 代表理事)



事務連絡

5. 事務連絡

次回会議日程については調整次第ご連絡いたします。

回	実施時期	アジェンダ	
1	5/31 (水)	全般	
		基本データ項目についての議論	
2	6/28(水)	(1)デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理	
		(4)データ項目の支援現場への共有について	
		(5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	
次回	3	調整中	(6)ガイドライン（案）の構成についての議論
4	調整中	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について	
		(6)ガイドライン（案）の策定	
5	調整中	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について	
		(4)データ項目の支援現場への共有について	
		(5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	
6	調整中	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について	
7	調整中	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について	
		全般	
8	調整中	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について	
9	調整中	(6)ガイドライン(案)の策定	
10	調整中	(6)ガイドライン(案)の策定	

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、ごども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたごどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきごども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。